



公的年金の受給者で、

**住民税
(市県民税)**

を納税している人にお知らせ

市税務課市民税係 (福間庁舎) ☎43・8117

住民税は前年中の所得を基準として計算します。そのため、平成22年度の住民税額は、平成21年1月から12月までの所得金額が基準となります。

例えば、
こうなります

平成22年度に初めて公的年金からの住民税の引き落とし(年金特別徴収)をされる人

平成22年度に初めて公的年金からの住民税の引き落とし(年金特別徴収)をされる人は、平成22年10月支給分の年金から徴収が始まります。そのため、平成22年度の税額の半分については、平成22年6月および8月に納付書や口座振替による方法(普通徴収)により納めていただくことになります。ここでは例として、平成22年度の年税額が6万円のケースを挙げます。

徴収方法	期別	年金支給月	徴収税額	年税額6万円の 場合の計算例
普通徴収(※1)	上半期	平成22年 6月	年税額(6万円)の4分の1	15,000円
		平成22年 8月		15,000円
年金特別徴収(※2)	下半期	平成22年10月	年税額(6万円)の6分の1	10,000円
		平成22年12月		10,000円
		平成23年 2月		10,000円

(※1)普通徴収 → 納付書や口座振替による納付
(※2)年金特別徴収 → 年金からの引き落としによる納付

平成21年度から引き続き公的年金からの住民税の引き落とし(年金特別徴収)をされる人

平成21年度から引き続き公的年金からの住民税の引き落とし(年金特別徴収)をされる人は、平成22年4月から8月までの年金支給時には、平成21年度の下半期の税額が、仮徴収税額として年金から引き落としされます。ここでは例として、平成21年度の年税額が6万円(※上表のケースと同じ)、平成22年度の年税額が9万円のケースを挙げます。

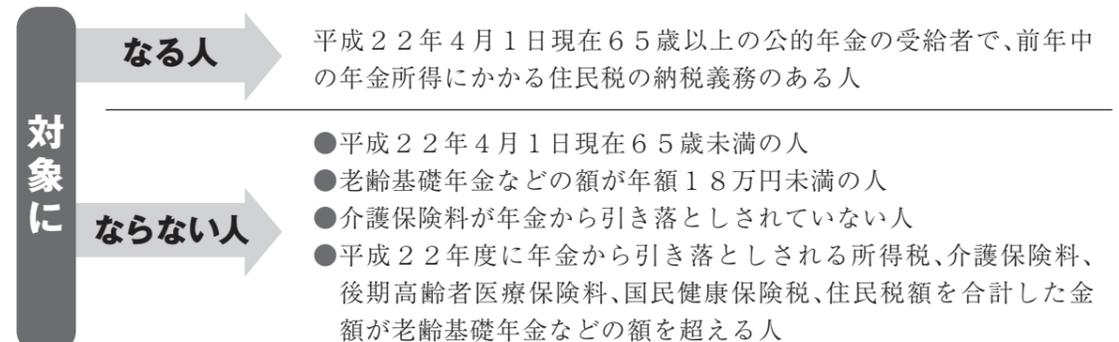
徴収方法	期別	年金支給月	徴収税額	年税額9万円の 場合の計算例
年金特別徴収	上半期 (仮徴収)	平成22年 4月	平成21年度の下半期分の税額 (3万円)の3分の1	10,000円
		平成22年 6月		10,000円
		平成22年 8月		10,000円
年金特別徴収	下半期 (本徴収)	平成22年10月	年税額(9万円)から仮徴収した額 (1万円×3か月分)を控除した額 (6万円)の3分の1	20,000円
		平成22年12月		20,000円
		平成23年 2月		20,000円

●住民税の公的年金からの引き落とし(年金特別徴収)とは

平成21年10月から、住民税の公的年金からの引き落とし(年金特別徴収)制度が始まりました。平成21年10月までは、公的年金を受給し、住民税の納税義務のある人には、年4回、金融機関などに出向き、住民税を納めていただいていた。しかし、この制度の導入により、年金の支払をする日本年金機構などが直接、市区町村に住民税を納めるようになりました。

この制度は、納税義務者(年金受給者)が支払うべき住民税を、年金の支払をする日本年金機構などの「年金保険者」が市区町村に直接納めるように納税方法を変更するものであり、これにより新たな税負担が生じるものではありません。

対象になる人、ならない人は?



対象になる人へ

年金から引き落としされる住民税額

公的年金から引き落とし(年金特別徴収)されるのは、年金所得の金額から計算した住民税額のみです。給与所得や事業所得などの金額から計算した住民税額は、年金からの引き落としはされません。これまで通り給与からの引き落とし(給与特別徴収)、あるいは納付書や口座振替による方法(普通徴収)で納めていただくこととなります。

対象にならない人へ

昨年からの変更点

平成21年度までは、年金所得と給与所得があり、住民税の公的年金からの引き落とし(年金特別徴収)対象外であった人は、「年金所得にかかる住民税」と「給与所得にかかる住民税」とを併せて給与から引き落としができず、「年金所得にかかる住民税」は別途、納付書や口座振替による方法(普通徴収)で納めていただいていた。しかし、平成22年度は制度改正により、65歳未満の人は「年金所得にかかる住民税」と「給与所得にかかる住民税」を併せて給与からの引き落としができるようになりました。